

議案第 14 号

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 28 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(平成25年7月1日から平成26年3月31日までに支給する給与の特例措置)
- 2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、橋本市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第8条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員(ただし、橋本市病院事業に常時勤務する企業職員を除く。)に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に適用される次の表に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
3級以下	100分の3
4級	100分の5
5級	100分の6
6級以上	100分の7

- 3 特例期間においては、この条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の3.1を乗じて得た額
- (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の3.1を乗じて得た額
- (5) 給与条例第24条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額

ア 給与条例第24条第1項 前項及び前各号に定める額

イ 給与条例第24条第2項又は第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 給与条例第24条第4項 前項及び第2号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る

割合を乗じて得た額

- 4 特例期間においては、給与条例第5条、第16条及び第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号)第9条に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、給与条例附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号から第5号まで及び第4項の規定の適用については、第2項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「給料月額に対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額に対する地域手当の月額に」と、第3項第2号中「給料月額に」とあるのは「給料月額に対する地域手当の月額から給与条例附則第13項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与条例附則第13項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与条例附則第13項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ウ中「前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第15項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。